

東京大学地震研究所附属日本列島モニタリング研究センター規則

令和5年12月21日 制定

(設置)

第1条 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として、日本列島モニタリング研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、研究所の設置目的に沿い、日本列島を調査観測・モニタリングし、幅広い時空間におよぶ多様なデータ・情報に基づいて、地球変動と地震火山活動の理解のための研究を実施することを目的とする。

(構成)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、研究所専任の教授または准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(大型計算機共同利用公募研究委員会)

第4条 センターに、大型計算機共同利用公募研究委員会を置く。

- 2 大型計算機共同利用公募研究委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所附属地震火山情報センター規則（平成22年3月25日制定）は、令和6年3月31日をもって廃止する。